

令和2年 5月 7日

保護者各位

神崎市福祉課

## 登園自粛要請期間の延長及び通常保育等の再開について（お願い）

日頃から、保育行政にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

本市では、国の緊急事態宣言及び佐賀県知事の外出自粛要請を踏まえた感染拡大防止の対策として、家庭保育が可能な方へ保育施設の利用の自粛をお願いしているところです。

現在、多くの保護者様に登園自粛にご協力をいただいております。皆様のご理解と、ご協力に改めて感謝申し上げます。

このたび、5月5日付けの佐賀県知事の要請を踏まえ、市では市内小中学校と同様に市内保育園、認定こども園につきましても、下記のとおり5月13日（水）まで自粛要請期間を延長し、5月14日（木）から通常保育等を再開することとしました。

しかし、全都道府県において緊急事態宣言は続いており、県内でも感染症患者が発生していることから、ご家庭での3密や手洗い・うがい、不要不急の外出の自粛などの徹底をお願いします。

また、熱や咳などの症状がみられるお子様につきましては、登園自粛にご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

保護者の皆様には引き続きご負担をおかけしますが、皆様と皆様の大切な方の命を守るためのお願いですので、ご理解とご協力をよろしく願いいたします。

新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しており、当該通知についても今後の状況により変更となる可能性がありますので、ご了承ください。

### 記

#### 1 登園自粛要請期間について

令和2年4月21日（火）から**令和2年5月13日（水）まで**

※国及び県の要請又は市の判断により再延長になる場合があります。

※登園自粛にご協力いただけのご家庭は、お休みできる日を事前に園へご連絡ください。

※登園自粛要請期間に登園を自粛された場合は、後日、保育料を日割り計算して返還します。返還の手続きは、各施設を通じてご案内いたします。

#### 2 保育所等の通常保育等の再開について

5月14日（木）から通常の教育・保育を行います。

ただし、県内及び市内の感染状況等により延期する場合があります。

（問い合わせ先）

神崎市福祉課子育て支援係

TEL：0952-37-0110